

京都市告示第556号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和6年1月18日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
前田医院	北区新御霊口町285-111	令和5年12月1日
耳鼻咽喉科鈴木医院	上京区中立売通猪熊東入役人町252	令和5年12月1日
耳鼻咽喉科アレルギー科 おぎのクリニック京都駅前	下京区不明門通七条下る東塩小路町 717-2 菊岡家ビル2階	令和6年1月1日
医療法人芙蓉会 さんこうじ整形外科	下京区西七条御領町94番1	令和5年12月3日
中安外科医院	西京区大原野西竹の里町1-16	令和5年12月1日
佐野歯科医院	左京区一乗寺東水干町38-1	令和5年12月1日
ココナッツ歯科	山科区柳辻草海道町15番地1 イオンタウン山科柳辻内	令和5年11月11日
ファーマシィ薬局鞍馬口	北区小山下総町29番地11	令和5年12月4日
アローズ訪問看護ステーション	伏見区新町13丁目283-1 テラスハウス1号室	令和5年11月1日
訪問看護ステーションビブレ 京都南	伏見区醍醐岸ノ上町7-6 VIP一言寺107	令和5年11月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)